

# 1 基本理念

このプランでは、清瀬市男女平等推進条例第3条に基づき、以下を基本理念とします。

- (1) すべての人が、個人として人権を尊重され、性別を理由として直接又は間接に差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分発揮できる機会が確保されること。
- (2) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- (3) 女性と男性が、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を分かち合うとともに、家庭生活と社会活動を両立できるような環境が整備されること。
- (4) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、さまざまな領域における活動の方針立案及び決定の過程で共同参画する機会が確保されること。
- (5) 女性と男性が、互いの性を理解し、尊重し合うとともに、性に基ついた健康が生涯にわたり維持されるよう配慮されること。



『清瀬市男女平等推進条例子どものためのガイドブック』より

## 2 プランの体系図

# 男女平等参画社会の実現

### 基本理念

- (1) すべての人が個人として人権を尊重され、性別を理由として直接又は間接に差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力を十分発揮できる機会が確保されること。
- (2) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- (3) 女性と男性が、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を分かち合うとともに、家庭生活と社会活動を両立できるような環境が整備されること。
- (4) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、さまざまな領域における活動の方針立案及び決定の過程で共同参画する機会が確保されること。
- (5) 女性と男性が、互いの性を理解し、尊重し合うとともに、性に基づいた健康が生涯にわたり維持されるよう配慮されること。

### 目標 1

男女共同参画による  
ワーク・ライフ・バランス  
の実現  
(清瀬市女性活躍推進計画)

### 目標 2

人権の尊重とあらゆる  
暴力の防止

### 目標 3

あらゆる分野における  
男女共同参画の推進

### 目標 4

プランの積極的な推進

<p><b>課題 1</b></p> <p>働く場における男女共同参画の推進</p>	<p><b>施策 1</b> 事業者向け情報収集・啓発、相談 (29P)</p> <p><b>施策 2</b> 市民向け学習・啓発、相談 (29P)</p>
<p><b>課題 2</b></p> <p>女性の活躍と多様な働き方への支援</p>	<p><b>施策 1</b> 女性の就労・起業支援 (33P)</p> <p><b>施策 2</b> あらゆる人と働き方への支援（非正規、若者） (33P)</p> <p><b>施策 3</b> 市職員の能力育成と活躍の推進 (33P)</p>
<p><b>課題 3</b></p> <p>働きやすい環境づくり</p>	<p><b>施策 1</b> 子育てサービスの充実 (36P)</p> <p><b>施策 2</b> ひとり親支援の充実 (37P)</p> <p><b>施策 3</b> 介護を支える環境整備の推進 (37P)</p>
<p><b>課題 1</b></p> <p>配偶者等からの暴力やハラスメント等の防止と被害者支援（清瀬市DV防止基本計画）</p>	<p><b>施策 1</b> 配偶者等による暴力の未然防止と早期発見 (45P)</p> <p><b>施策 2</b> DVの被害者の安全確保と自立支援 (46P)</p> <p><b>施策 3</b> DV等の関係機関の連携体制の充実 (47P)</p> <p><b>施策 4</b> あらゆるハラスメントやストーカー、虐待等の啓発 (47P)</p> <p><b>施策 5</b> 性暴力の防止と被害者支援 (48P)</p>
<p><b>課題 2</b></p> <p>生涯を通したところと身体への健康支援</p>	<p><b>施策 1</b> ライフステージに応じた男女の健康づくりの支援 (49P)</p> <p><b>施策 2</b> 性と生殖における健康と権利（リプロダクティブヘルス・ライツ）の啓発と支援 (50P)</p>
<p><b>課題 3</b></p> <p>困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p><b>施策 1</b> 多様な性のあり方への人権配慮 (52P)</p> <p><b>施策 2</b> 多文化共生の視点に基づく外国人に対する支援 (53P)</p> <p><b>施策 3</b> 障害者に対する性差に配慮した支援 (53P)</p> <p><b>施策 4</b> 子どもの安全、自立、参画の推進 (54P)</p> <p><b>施策 5</b> 高齢者の安心と自立の支援 (54P)</p>
<p><b>課題 1</b></p> <p>男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進</p>	<p><b>施策 1</b> 家庭における男女平等の推進 (58P)</p> <p><b>施策 2</b> 男女平等の視点を伝える学校教育・学習の実践 (59P)</p> <p><b>施策 3</b> 生涯を通した男女平等を進める学習の場の推進 (59P)</p> <p><b>施策 4</b> 地域活動、市民協働の推進 (60P)</p>
<p><b>課題 2</b></p> <p>メディア・刊行物における男女平等と人権の尊重</p>	<p><b>施策 1</b> 情報発信能力の育成 (61P)</p> <p><b>施策 2</b> 人権・男女平等の視点でのメディアリテラシーの推進 (62P)</p>
<p><b>課題 3</b></p> <p>政策・方針決定過程への男女共同参画の推進</p>	<p><b>施策 1</b> 市政への男女共同参画の推進 (65P)</p> <p><b>施策 2</b> 地域活動における男女共同参画の推進 (65P)</p> <p><b>施策 3</b> 防災における男女共同参画の推進 (66P)</p> <p><b>施策 4</b> 国際化・国際的な動向の把握 (66P)</p>
<p><b>課題 1</b></p> <p>庁内推進体制の充実と強化</p>	<p><b>施策 1</b> 国や都との連携強化 (68P)</p> <p><b>施策 2</b> 庁内推進体制の充実 (69P)</p> <p><b>施策 3</b> プランの進捗管理と改善 (69P)</p>
<p><b>課題 2</b></p> <p>男女共同参画の推進基盤の強化</p>	<p><b>施策 1</b> 男女共同参画センター事業の充実 (70P)</p>

※右端の数字はページ数